

伊佐市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成25年2月20日(水) 午前8時58分から10時55分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (21人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番、2番、3番、4番、5番

6番、7番、8番、9番、10番

11番、12番、13番、14番、15番

16番、17番、18番、19番

4. 欠席委員 (0人)

欠 席 者 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

9番委員 10番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

農地係長

振興係長

開始時間 午前8時58分

事務局長 おはようございます。
ただいまより、平成24年度第11回農業委員会総会を開催します。
姿勢を正してください。 一同礼。

議長 おはようございます。
本日は、全員の出席でございます。
平成24年度第11回農業委員会総会を開催いたします。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
9番委員と10番委員をお願いします。

————— 諸般報告 —————

議長 ただいまより、会議を開きます。
事務局より、諸般の報告1番、2番の報告を求めます。

事務局① 報告1 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告
いたします。
資料の1ページから15ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が42件、ありまし
たのでご報告いたします。

事務局② 報告第2号 農地の利用目的変更について、報告いたします。
整理番号1番の農地の利用目的変更の申請人で所有者は、霧島市隼人
町内山田に居住のMMさんで、小作人は、伊佐市大口曾木の門前自治会
に在住の、MKさんであります。
土地の所在地は、伊佐市大口曾木字門前の2筆の田で、地籍は1,7
39㎡であります。
これらの農地は、市道門前～田原線の門前公民館より200mほど田
原よりに位置し、北側・東側はT組の資材置き場、南側は山林、西側は
道路となっております。
現在、湿地化しており用水もなく、耕作されていない状況です。
利用目的変更の理由といたしましては、長期にわたり休耕田にしてお
り、今回、川内川河川工事の土を譲り受けて、畑として利用するため、

事務局② 1.5m程度埋め立てを行うものであります。
この農地につきましては、2月5日に事務局において、現地調査を行い、確認をいたしたところであります。
耕作放棄地対策としても、再度、農地利用を行っていただけることであれば、許可することが適当であると判断いたしました。
以上、報告を終わります。

議長 委員のみなさん、質問、ご意見等はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 それでは、報告のとおり了解といたします。

議案第1号

議長 ただいまから、議案の審議にはいります。
議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について、提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
のうち所有権移転分について説明いたします。
16ページをお開きください。
整理番号1について、あっせんによる所有権移転です。
譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住のYS氏です。
譲受人は、伊佐市大口小木原に居住のOK氏、53歳、自治会は小木
原東です。
経営面積は、96,486㎡です。
土地の所在地は、大口小木原字日ノ丸の4筆で、地目はすべて田、面
積の合計は2,549㎡です。
あっせん委員として6番委員、9番委員をお願いいたしました。

整理番号2につきましては、鹿児島県地域振興公社の行う農地保有合
理化事業による所有権移転です。
譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住のTT氏、59歳、自治会は下市山
です。

事 務 局	<p>経営面積は203,890㎡です。</p> <p>土地の所在地は、菱刈徳辺字新川の4筆、地目はすべて田で、面積の合計は6,434㎡です。</p> <p>続きまして利用権設定につきまして説明いたします。</p> <p>15-2ページの総括表を、お開きください。</p> <p>期間は2年8カ月から10年2カ月で、面積の合計は、田60,749㎡、畑64,617㎡の計125,366㎡です。</p> <p>利用権の設定をする者の数48人、設定を受ける者の数23人です。</p> <p>土地の明細につきましては、17ページから34ページの整理番号1番から46番のとおりです。</p> <p>皆さまのご審議方よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいま事務局の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第2号 —————</p>	
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、提案します。</p> <p>整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>1番委員。</p>
1 番 委 員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、報告いたします。</p> <p>調査日は、去る2月11日で、立会いは受人のTKさんです。</p>

- 1 番 委 員 受人のTKさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は町船津田下で、年齢は60歳、公務員と農業です。
- 渡人のHNさんは、伊佐市菱刈荒田に居住で、年齢は68歳で、会社員であります。
- 申請地は、菱刈荒田字池ノ上で、地目は田、面積は883㎡です。
- 申請地の位置は、JAカントリーエレベーターの近く川内川に架かる森山橋より南へ300m位のところです。
- 東側・西側は水田、南側・北側も水田です。
- 通作距離は、自宅から8分ぐらいです。
- TKさんは、規模拡大という理由で、耕作面積は19,552㎡です。
- 農機具等は、トラクター、コンバイン、田植機など揃っておりました。
- 以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われます。
- その他、全部事項証明書などすべての書類が揃っています。
- 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 1番が、報告いたしました。
- 議 長 ちょっと確認します。
- 面積は、883㎡ですかね、833㎡ですかね。
- 1 番 委 員 833㎡です。
- 議 長 分かりました。833㎡ですね。
- 1番委員の調査報告が終わりました。
- 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
- 整理番号1番について、1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
- よって整理番号1番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

7番委員。

7番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る2月15日、現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は平沢津で、年齢は64歳です。

渡人HMさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は平沢津で、年齢は88歳です。

譲渡理由としましては、生活資金となっています。

譲り受けの理由は、規模拡大となっています。

申請地は、伊佐市菱刈川北字平沢津で、地目は田、地籍は1,666㎡で、売買による所有権移転です。

受人の経営面積は、8,865㎡で取得可能な面積であります。

農作業従事者は2人で、通作距離は自宅から湧水町にむかって、100m位のところでよく管理されています。

経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方を、よろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 7番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
7番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。

19番委員。

19番委員 議案第2号の整理番号3番について、去る2月15日に、4番、11番、19番と事務局の農地相談員と調査しましたので、わたくし19番が報告いたします。

譲受人は、KSさん、大口針持で年齢は79歳でございます。

譲り渡人が、HMさん、薩摩郡さつま町求名に居住でございます。

申請地は、大口針持字中野の3筆でございます。

面積が、田が2筆で1,793㎡、畑が208㎡で、合計2,001㎡でございます。

受人の経営面積は4,126㎡で、受人の世帯員のうち農作業従事者は3人となっています。

なお、所有権移転は売買でございます。

申請地の位置は、KS氏宅の南側50m位に位置してございまして、現況は、田んぼと畑であります。

現在は、KS氏が、耕作しております。

受人のKSさんは、規模拡大という申請理由であり、耕作意欲は充分にあり、農機具も完備しております。

高齢ではありますが、すぐ隣に後継者である息子夫婦が住んでおりますので、労力的にも充分であります。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

以上、報告を終わります。

議 長 19番委員の報告が、終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号3番について、19番委員の調査報告のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号3番は、許可が決定しました。

- 議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。
- 16番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る2月14日に、受人の母立会いのもと調査しましたので、16番が報告いたします。
受人TJさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は41歳で、自治会は堂崎であります。
渡人TFさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、隣でありまして、年齢は68歳で、受人の父にあたります。
申請地は、畑が5筆あります。
住宅の周りに4筆、それから宮人地番ですが1筆あり、現況は畑、地籍は全部で7,112㎡、今回、親からの贈与であります。
申請地は、高津原橋より東へ200mの位置に4筆、宮人の発電所跡があるわけですが、その北100mに位置しており、1筆あります。
いずれも良く管理されている畑であります。
農業従事者は2人で、耕作面積は8,819㎡で、農機具も、トラクター、田植え機、ハーベスターなど良く管理されておりました。
申請は、農地法第3条の適格者であると同時に、農地法第3条2項の各号に該当しないため農地の取得については何ら問題ないと判断いたしましたが、皆様方の審議方をお願いしまして、報告を終わります。
- 議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号4番について、16番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
13番委員。

1 3 番委員 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 5 番ついて、2 月 1 5 日現地調査をしましたので、1 3 番が報告いたします。

申請人で受人の NT さん 6 1 歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸です。

渡人の MM さん 8 1 歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸で、現在は入院中です。

NT さんの経営面積は 9 3, 4 2 3. 2 9 m²で、親子 2 人で耕作されており、農繁期には 3 人程度の手伝いを頼まれております。

申請地は、大口目丸字村中、地目は畑、面積は 1 4 3 m²を贈与で取得されます。

この畑は、西さんの宅地のすぐ前であります。

農機具等はすべて自己所有されており、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われま。

委任状も、提出されております。

以上で報告を終わります。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 1 3 番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。

整理番号 5 番について、1 3 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号 5 番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号 6 番について、担当委員の報告を求めます。

1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 6 番について去る 2 月 1 2 日現地調査を行いましたので、1 1

- 11番委員 番が報告いたします。
- 申請人のYYさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は門前で、年齢は79歳です。
- 渡人SSさんは、兵庫県伊丹市北野に居住される会社員であります。
- 申請地は、黄金ロードより川西方面へ200m位入った針牟田集落東側に位置した、伊佐市大口曾木字大王で、地目は田、地籍は971㎡で売買による所有権移転であります。
- 譲渡人のSSさんは兵庫県におられ、永年YYさんが耕作されておりましたが今回売買の話があり、YYさんは自作地の規模拡大を図られるものであります。
- 受人の経営面積は17,070㎡で、取得可能面積であります。
- 農作業従事者は2人で、通作距離は約700m、4面田に囲まれた管理の良く行届いた田であります。
- 経営意欲は充分あり、農機具等は全て完備されております。
- 以上のような理由により、当申請は、農地法上問題は無いようであり、許可相当と思われます。
- 添付資料として全部事項証明書、位置図、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 11番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
11番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。
- 3番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち

- 3 番 委 員 整理番号7番について、去る2月10日申請人STさん立会いのもと、
現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。
- 申請人STさんは、大口鳥巣に居住され、自治会は、鳥巣下で、年齢
は65歳であります。
- 譲渡人SMさんは、大口里にお住まいで自治会は西本町、年齢は67
歳であります。
- 申請地は2筆で、大口鳥巣字ホキノ上で良く管理された田で、地籍は
599㎡と、大口鳥巣字一ノ水流畑、地籍は222㎡、贈与であります。
- 2筆とも今まで弟のSTさんが耕作管理してきましたが、今回兄さん
のSKさんから弟へ無償贈与されるものであります。
- 現地は文化会館の西側100メートル位に位置し、良く管理された水
田並びに畑であります。
- 畑は水田の北側500m位の水田地帯の隅に位置し良く管理された
畑であります。
- 通作距離も自宅から500m位で、現在8,712㎡耕作していて、
農機具もトラクター、田植機等揃っていて、奥さんと2人で耕作意欲の
ある方でございます。
- 以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当
しないと思われまますので、許可相当と思います。
- 皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。
- 5 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち

5 番 委 員 整理番号8番につきまして、去る2月15日、現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

譲受人KKさんは、大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は33歳です。

譲渡人MMさんは、大口青木に居住され、自治会は下青木で、年齢は76歳であります。

申請地は、大口田代字澤渡の2筆の田で、2筆の田の地籍は785㎡で、2筆は隣接しております。

申請地の位置は、県道出水～菱刈線の田代自治会入口左側の道路沿いにあります田んぼでございます。

周囲の状況は、西側が道路の外は、田んぼであります。

現況は、田んぼが埋められて不耕作地ではありますが、近い将来畑にする計画であります。

所有権移転による売買であります。

受人の経営面積は、16,745㎡で取得可能面積でございます。

農作業従事者は2人で、通作距離は自宅から5分位でございます。

受人は、養豚業を主とする農業経営で、大きな農機具等はトラクターのみで田植え、稲刈り等は委託に出している状況でございます。

以上のような理由により、当申請は、農地法上問題ないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類といたしまして全部事項証明書、位置図、改製原附票等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 5番委員の報告が、終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。

16番委員 報告前に事務局に確認しますが、譲渡理由の自作地以外との交換というの、何でしょうか。

事 務 局 この事例につきましては、今回、後の方で農振除外の案件がでてきますが、その土地との交換という形でなされたところであります。
KDさんとTKさんは、この申請地と農振除外地と昔から交換されていたらしいのですが、その状況がうまく進まず、今回この申請に至ったということになっています。
自作地以外の交換というのは、駐車場ということで対応をするということでありましたので、TKさんが隣の「I」に駐車場として貸すということで、自作地以外との交換という形で、出しております。

16番委員 はい、分かりました。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る2月14日、受人立会いのもと現地調査をしましたので、16番委員が報告します。
受人KDさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は76歳で、自治会は駅前です。
渡人TKさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は80歳で、自治会は駅前であります。
申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下で、地目は田、現況は田となっておりますが、実際は畑であり、地積は211㎡であります。
申請地には、今までに2回ほど調査に行っております。
最初が、田んぼであったのを河川の土を入れて埋め立てをされ、畑にするということでした。
そして地目は田となっておりますが、何で地目変更をしなかったのか色々とお伺いしたのですが、他人任せの回答でございましたので、許可がおりたときにはしかるべく連絡を取り合いながら、地目変更をしてくださいよと指導しておきました。
今回は、隣地と交換をする目的で最初の埋め立てをしたときに、その相手のTKさんと先の話でありましたが、交換をするということで埋め立てをしたのですが、そのまま名義が直ってなくて、今回出てきております。

- 16番委員 隣接地との取得ということでございます。
申請地は、羽月駅前のSストアより東へ150mのKDさん宅の東に隣接しております。
KDさんが耕作されており、今回TKさんより贈与にて取得されるものであります。
農業従事者は1人で、耕作面積は7,190㎡で、農機具もトラクター、コンバイン、田植機等、管理されておりました。
農地法3条の適格者であると同時に、農地法第3条2項の各号に該当しないため、農地の取得につきましては問題ないと思います。
皆さん方のご審議方をお願いしまして終わります。
以上です。
- 議長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
(「すみません」という声あり。)
- 議長 はい、事務局。
- 事務局 補足といたしまして、この畑地に目的変更をする場合は、目的変更の形で申請はできております。
そして、言われたように行政書士が悪いという話でありまして色々その問題については、私と局長と行政書士のところに行って、激しく指導をしたところですよ。
今回こういう形で出てきたということで、皆さん方のご理解をよろしくお願いいたします。
- 議長 16番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、許可が決定しました。
- 議長 整理番号10番・11番については、譲受人が同一人でございますので一括して、担当委員の報告を求めます。

17番委員。

17番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る2月15日に、申請人のNYさん立会いのもと現地調査をいたしましたので、17番が報告いたします。

申請人NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、自治会は田中中、年齢は65歳です。

渡人のNKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は東市山、年齢は61歳で、職業は農業であります。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字イボ山で、地目は田で、地籍は1,136㎡でございます。

受人の経営面積は、この資料には1,937㎡となっておりますが、先の議案第1号で利用権設定が親子でなされ、実質は10,928㎡となり、取得可能面積となります。

農作業従事者は4人で、現地は自宅周辺で約10分程度で着く良く管理された農地であります。

経営意欲は充分あり、農機具はトラクター、コンバイン、田植機等自己所有で良く管理されております。

以上のような理由により、当申請は農地法上問題ないものと思われるますので、許可相当と思われまます。

添付資料として、全部事項証明書、営農計画書が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いして、報告を終わります。

整理番号11番につきましても、一緒に報告させていただきます。

整理番号11番は、親からの贈与でございまして、申請人は受人のNYさん、65歳で、譲渡人のNHさんとは親子関係でございまして、長男のNYさんが後継者ということでございます。

申請地は、伊佐市菱刈田中字松尾、地目は田で、面積は1,381㎡でございます。

受人の耕作面積は、先ほど申しましたように10,928㎡で、世帯の農作業従事者は4人でございます。

法律関係は、贈与でございます。

申請地は、田中中自治会から南へ約2kmのところの位置した良く管理された田んぼでございます。

あとにつきましては、整理番号10番と同様でございます。

農地法上の問題はないと思われるので、私個人としては妥当であると

- 17番委員 判断いたしました。
添付書類は同じく、全部事項証明書、営農計画書が添付されています。
ご審議、よろしく願いいたします。
- 議 長 17番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
(「はい」という声、あり。)
- 議 長 はい、事務局。
- 事務局 譲渡理由に親より借受となっておりますが、贈与でございますので訂正
をお願いします。
- 議 長 意見は無いですね。
17番委員の報告のとおり、整理番号10番・11番について、許可
することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号10番・11番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号12番は、取り下げです。
- 議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につい
て、申請件数12件のうち、許可11件、取り下げ1件が決定しました。
- 議案第3号 —————
- 議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定
について、提案します。
- 議 長 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。
- 15番委員 説明をする前に確認をしたいのですが、申請人はKDさんなのです

が、農振除外に係る依頼は、TKさんから出ていますよね。

事務局 これは、農政課の方にも局長の方から指導をしていただいたわけですが、まだ農振除外の申請ですので、実際の土地の所有者KDさんが申請するのが妥当であろうと理解しております。

ですからTKさんの名前が出ること事態が、今後農地法5条で所有権移転と事業目的が出てくると思うのですが、その際にTKさんの名前が出てくるとおもいます。

ですからここについては、農政課の方にも申請人がTKさんというの
はおかしいということで指導をいたしました。

15番委員 土地自体は、KDさんということですよ。

事務局 そうです。まちがいございません。

15番委員 本人（TKさん）が、勘違いをされているということですね。
それでは、そこを踏まえて説明させていただきます。

事務局長 申請人の表示の差替えはしてありませんか。

15番委員 意見依頼については、申請人はTKさんです。

事務局長 それについてはですね、私の方で指導しまして差替えてもらって2人の名義でもらっております。

15番委員 私が現地調査の時点でもらったのは、TKさんが申請人のものです。

事務局長 そうでしたかすみません。
農政課の方の申請は、差替えてあります。

15番委員 分かりました。

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定のうち整理番号1番につきまして去る2月15日、7番、私15番、そして立会人が土地の登記上はKDさんなのですが、なぜか立会人にTKさん親子が来られたのです。それで立会いのもとに、一応現地調査を行いましたので、とりあえず現地調査の報告を申し上げます。

15番委員

申請地は、大口堂崎字池ノ頭、地目は田で、面積は196㎡を、農振除外をさせていただきたいという議案でございます。

調査の内容でございますが、申請地はJA給油所から北東へ200m位のところでございまして、登記地目は田でございますけれども、現況は、かさ上げをされまして畑の状態でありました。

北側は畑、南側・東側は道路、西側はグループホームの施設が建設されております。

除外目的は、農地に対する進入路がないことと農耕車両の駐車場がないため今回申請を行ったということです。

現況につきましては、線引きができないようなわずか196㎡の土地ですが、何筆があったのをかさ上げして、1筆になっています。

そして、実際、農耕車の出し入れをする道路はついています。

ただ我々が調査する中で、そこにわずか一部分農振地域が残っていることは不都合な面がありまして、そのことはおかしいのではないか、農振除外は当然だと思いました。

それでも、この申請理由につきましては、農地法4条・5条の申請がなされるという事ですので、その時点で具体的にその詰めをしなればならないと思いました。

また、TKさん自身も、議案第2号9番でもありましたが、TKさんは自分の土地だと言われました。

むかし祖父か誰かが、KDと親しくしていたときに交換をしたので私の土地だと言われるものですから、おかしいなと思いつつ、全部事項証明書を見てみると、KDさんに名義が直っているんですね。

そこで、事務局に確認しますと、名義は(KDさんに)なっている、それが正しいですよということでした。

その後私は、I司法書士とお会いできる機会がありまして、たずねたところ、間違いなく名義変更したと言われました。

TKさんが立会いに来られてことが不自然でありまして、何か勘違いをされているような状態だと思いました。

そこらを含めて、KDさんとの中でも話をして、確認をして下さいと言う話もしました。

結論的に、農振除外につきましては、やむを得ないと判断いたしましたので、皆さん方のご審議方をよろしく申し上げます。

以上です。

議

長

何かございませんか。

事務局 以前から農業委員をされている方はご存知だと思いますが、先ほど16番委員も言われたとおり何回か現地に行ってもらっております。
農業振興地域計画は、地番で管理しているものですから、分筆されたり、合筆されたりして地番があいまいになっていた経過があります。
また、農振が飛び地になっていることも生じてきています。

議長 ここで、若干休憩いたします。

休憩開始 9時45分

議事再開 9時50分

議長 休憩に引き続き、議事を再開します。
15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見が決定しました。
議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定の申請1件については、意見が決定いたしました。

議案第4号

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、整理番号1番、2番について、担当委員の報告を求めます。

議長 16番委員。

16番委員 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定のうち、1番・2番について去る2月15日、申請人S I氏立会いのもと、会長、5番委

員、私16番で調査しましたので報告いたします。

整理番号1番についてですが、申請人S I氏は伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は64歳で、自治会は東市山であります。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字屋祢添、地目は田、現況は雑種地、地籍は598㎡で、第2種農地その他の農地となっています。

申請目的は、農地法4条事業変更であります。

当初転用目的は、プレハブなど仮設機器展示場として利用する予定でしたが、利用するにつれて全体の計画が水路を挟み利用上効率性が悪いため、西側の当該申請地の利用を変更するものであります。

変更後の土地利用に際しては、現在の目的を達成した折、この鳥巢集落に対してお世話になったことへのお礼として、運動場、ゲートボールと書いてございますがグラウンドゴルフ場ございまして、無償で貸したいとのことございました。

それと同じく整理番号2番についてでございますが、申請地は、伊佐市大口鳥巢字屋祢添、地目は田、現況は雑種地、地籍は646㎡で、第2種農地その他の農地となっています。

これは整理番号1番と隣接をしております。

最初の申請目的でございますが、農地法5条事業変更であり、当初はこの共同住宅を建設する予定で申請をされたわけですけれども、申請に基づき実施しようとしたところ、予想以上に地盤が弱く改良に多大な費用を要することとなったので計画を変更するとのことあります。

変更後は、整理番号1番と同じく鳥巢自治会の運動場、グラウンドゴルフ場として無償で貸したいということあります。

これには所有権移転売買と載っていますが、確認したところ買い手がつけば売りたいということございまして、当面は鳥巢自治会の運動場として貸したいとのことあります。

以上ですが、あと農地転用事業計画書、計画変更申請書、全部事項証明書、字図等がついておりました。

3委員で協議したわけですが、鳥巢自治会に対して隣に公民館がありまして、貸していただくのは良いことですねということでした。

3人の意見では良いのではないかと協議したところです。

以上のような理由でございますが、皆さん方のご審議方お願いしまして、報告を終わります。

議

長

16番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番・2番について、調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番・2番は、許可が決定しました。
議案第4号 農地転用事業計画変更申請についての申請2件については、2件の許可が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番は取り下げです。
整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
19番委員。

19番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号2番について去る2月15日、4番、11番、私19番と事務局の農地相談員と現地調査しましたので、19番が報告いたします。
譲渡人は、薩摩郡さつま町求名に居住のHMさんでございます。
譲受人が、薩摩郡さつま町永野に居住のMYさん、年齢は79歳でございます。
申請地は、大口針持字中野、地目は田で、現況も今のところは田であります。
面積が240㎡です。
転用目的が植林、クヌギを14本植えるということでございます。
農地区分は第2種農地その他の農地です。
添付書類といたしまして、委任状、受人の住民票、全部事項証明書、地図、字図、土地横断面図、植林配置図、被害防除計画書等が提出されております。

19番委員 申請地は、県道針持～永野線の針持から永野寄りに2km位進んだところの100m位西側にある耕地整理をした際取り残された山の中の小さな田んぼという形でした。

資金の調達でございますが、これは自己資金ということで問題はないと思われます。

法定小作人等もいらっしやいません。

転用目的は植林ということで、計画図もございましたし、苗等も準備してございましたので、実現は確実と思われます。

申請地の東は田んぼ、西側・南側・北側はすべて山林であり、隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。

以上のような理由により転用はやむを得ないと思われます。

以上報告いたします。

審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 19番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番は、取り下げですね。

議 長 議案第5号については報告のとおり、申請3件のうち2件取り下げ、1件が許可及び諮問が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。

整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

3番委員。

3 番 委 員

議案第6号 非農地証明願の整理番号1番について、去る2月15日に申請人OHさん立会いのもと、8番、20番、3番の3人で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。

申請人OHさんは、伊佐市大口鳥巣にお住まいの76歳、自治会は園田であります。

申請地は、大口鳥巣字田頭、地目は田、面積は229㎡であります。

農道はなく、周囲を山林に囲まれ、平成2年4月頃から減反にしてきましたが、イノシシなどの出現によりまた自分も高齢になり、現状のような原野化してしまいましたという説明でございました。

現地は、園田公民館より鳥神岡山の方向に約2km行った山林に囲まれたところで、今々イノシシが土を掘り起こし何も耕作できないようなところです。

また、車を置いて狭い山道を500m位歩いた所でした。

全体が原野化しており、農地性は喪失しておりまして、農地への復旧は困難であると3人の調査委員で協議判断いたしました。

添付資料として、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方の審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

3番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、質問・意見はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

3番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、証明が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

19番委員。

- 19番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る2月15日に、4番、11番、私19番と事務局の農地相談員一緒に調査をしましたので、19番が報告します。
- 申請人NSさんは、横浜市金沢区並木にお住まいでございます。
- 所在地が、大口針持字小平頭、地目は畑で、面積は、677㎡でございます。
- 非農地となった原因は、両親が高齢ですでにいらっしゃいませんけれども、本人自体が横浜へ転出されまして、管理が不能となり山林化したということであります。
- 調査の結果でございますが、周囲は、東西南北すべてが竹山となっております。
- 非農地となった時期は、平成2年4月1日ごろであります。
- 申請地の状況は、すべてが竹林でございます。
- 以上のような状況から、農地属性は喪失しており、農地への復旧は容易でないと判断いたしました。
- 以上、報告いたします。
- ご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 19番委員の報告が終わりました。
- 委員の皆さん、ご質問・意見はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
- 19番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
- よって整理番号2番は、証明が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
- 2番委員。
- 2番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号3番について、2番が調査結果を報告いたします。

この農地については昨年夏に行った利用状況調査で、私が現地調査したものであるため、去る2月15日、6番委員、9番委員と私2番委員で協議をいたしました。

申請人KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は岩坪であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口平出水字千里原、地目は畑で、地籍は811㎡であります。

周囲の状況は、東側が山林、西側が畑、南側が山林、北側が原野となっております。

非農地となった時期は、平成2年4月1日頃であります。

非農地となった原因は、耕作が不便な場所であったため平成2年頃より耕作せず、放置したことによるものであります。

当該農地の現況は、全部原野となっており、農地性は喪失しているため、農地への復旧は容易でないと判断いたしました。

補足といたしまして、原野の認定基準は厳しいものでありますが、農地が山林に囲まれ不便な場所にあり、山林にのまれるように原野化していること、そして農地面積が小さく細長いため日当たりが悪いことをふまえて申請にいたったものであります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

以上で、私の報告を終わります。

議 長 2番委員の報告が、終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
2番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、証明が決定しました。

議 長 整理番号4番について、20番委員。

20番委員 整理番号4番については、本人の都合により取り下げでございます。

議 長

4番は、取り下げですね。
整理番号5番について、8番委員お願いします。

8番委員

議案第6号 非農地証明願のうち整理番号5番について去る2月15日、申請人の息子さんSTさん立会いのもと、3番委員、20番委員と私8番で現地調査をしましたので報告いたします。

申請人SKさんは、伊佐市大口小木原に居住されています。

申請地は、伊佐市大口小木原字渡田、地目は畑、面積は1,196㎡です。

周囲の状況は、東側が川、南側が山、西側が道路、北側が竹などの雑木林となっています。

非農地化した時期は、昭和62年4月1日頃となっています。

非農地なった原因は、高齢化による労働力不足や周りの山林化により耕作を断念したとのことでした。

申請地の現況は、孟宗竹などの雑木林化しています。

以上のようなことから、農地性は喪失しており、また農地への復旧は困難であると判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図等があります。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

以上で報告を終わります

議 長

8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長
議 長

なしということでございますので、お諮りします。
8番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号5番は、証明が決定しました。

議 長

整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。
1番委員。

1 番 委 員

この件については昨年8月、私1番が調査いたしました。
議案第6号 非農地証明願のうち整理番号6番について、1番が報告いたします。
申請人MSさんは、伊佐市菱刈前目に居住で、自治会は大山口です。
申請地は、菱刈前目字池田、地目は畑、面積は1,562㎡です。
申請地の周囲は、山林化し耕作不能であり、イノシシ等の鳥獣害があるとのことです。
周囲の状況は、東側は山林、西側は山林、南側は耕作放棄地、北側は山林となっています。
非農地となった時期は、平成2年4月1日頃です。
申請地の現況は、クヌギが植林されており、約20年生とみえました。
農地性は喪失しており、農地への復旧は、容易でないと思われ、非農地証明はやむを得ない、許可相当かと、3人で協議いたしました。
全部事項証明書ほか必要書類は、揃っております。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
報告を終わります。

議 長

1番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号6番は、証明が決定いたします。

議 長

続いて整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員

議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号7番につきまして去る2月15日、21番委員、16番委員と私5番委員において共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

- 5 番 委 員 立会人といたしまして、申請人AMさんが出席しております。
申請人AMさんは、大口宮人に居住され、自治会は日の出です。
申請地は、大口宮人字太郎迫 1 7 3 6 番 4 2 で、地目は畑、地籍は 6, 7 7 1 m²であります。
申請地の位置は、J F 裏口から 1 0 0 m 東側にあります市道の三叉路に囲まれた畑でございます。
非農地となった時期は、平成元年 4 月 1 日頃であります。
非農地となった原因は、イノシシ、シカ、ウサギ等の鳥獣被害で作物を耕作できず不耕作地となり、山林化したものでございます。
現況の周囲状況は、南側が道路のほかは山林となっております。
以上のような状況から、3人で協議しました結果、農地性は喪失しているものと判断いたしました。
添付書類として、全部事項証明書、位置図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 5 番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
5 番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号 7 番は、証明が決定しました。
- 議 長 整理番号 8 番について、担当委員の報告を求めます。
1 9 番委員。
- 1 9 番委員 議案第 6 号 非農地証明願のうち整理番号 8 番について去る 2 月 1 5 日、4 番、1 1 番、事務局の農地相談員さん、そして私 1 9 番で、調査いたしました。
申請人 S S さんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は田原です。
上段の大口針持字田原、畑、6 7 7 m²の 1 筆については、不許可ということで、農地法 4 条での申請にし直してもらおうということでお願いを

してあります。

大口針持字柳ヶ丸の登記地目は畑ですが、現況は山林で、面積は1,342㎡でございます。

申請地は、針持川に架かる田原橋の西100m位のところに位置してございます。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、航空写真、字図等が添付されております。

周囲の状況は、東西南北、山林でございます。

非農地となった時期は、平成2年4月1日頃であるということでございますが、昭和62年1月に国鉄宮之城線が廃止となりまして、元々車が通行する農道が無いところで、人が歩いていくか牛馬が通る位の道しかなかったわけですけれども、線路の廃止とともに線路が山になって現在でも、その畑に行くことは容易でない状況であります。

申請地の現況は、すべて山林化しております。

現地調査の結果、農地性は喪失し、農地への復旧は容易ではないと判断いたしましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求め
議長 ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は、証明が決定しました。

議長 整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。
4番委員。

4番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号9番について、4番が報告
いたします。

2月15日、11番、19番、事務局の農地相談員さんと申請人のM

- 4 番 委 員 Sさん立会いのもと現地調査を行いました。
 申請人のMSさんですが、お父さんの土地でして、MSさんは現在、愛知県豊田市五ヶ丘に居住です。
 申請地は、大口針持字土橋の畑、大口針持字渡瀬口の2筆、大口針持字柳ヶ丸の4筆でしたが、針持字土橋の1筆は、畑地を宅地にされていまして、宅地（農地法4条）申請をしてくださいと指導いたしました。
 他の3筆は、周囲を山に囲まれてとても農地に復元できそうなところではありませんでした。
 以上、報告いたします。
- 議 長 4番委員の報告が終わりました。
 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
 （「質疑なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
 報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
 （全員挙手）
- 議 長 全員挙手。
 よって整理番号9番は、証明が決定しました。
- 議 長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。
 11番委員。
- 11番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号10番について現地調査の報告を、11番がいたします。
 去る2月15日、4番委員、19番委員と私11番、事務局より農地相談員立会いのもと共同調査をいたしました。
 申請人は、伊佐市大口針持にお住まいのAH氏で自治会は田原です。
 申請地は、大口針持字立田頭の畑、面積が667㎡と、同じく字立田頭の畑、面積が2,524㎡の2筆合計3,191㎡であります。
 前の1筆の方は、昭和60年頃梅を植えたが、日当たりが悪く、定着しなかったため平成2年ごろクヌギを植えたとのことで、クヌギ林でございました。
 周囲の状況は、東側が山林、西側が畑で休耕地、南側・北側は山林と

- 1 1 番委員 なっています。
- 1 筆の方は、高齢かつ病弱となり後継者もなく、小作者もいないため荒廃を防ぐため植林したとのことでありましたが、図面から見て形状の似た雑木の立つ原野がありましたので、この地でなかろうかということになりました。
- 周囲の状況は、4面とも山林であります。
- 現況を見ながら4人で協議をしました結果、非農地となった時期は、平成2年頃、原因は、クヌギの植林と耕作放棄で荒廃し雑木の林立する原野になってしまったということで、農地への復旧は容易ではなく農地性は喪失しているとの結論に達しました。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図が提出されています。
- 以上で、私の報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 1 1 番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求め
議 長 ます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号10番は、非農地証明が決定いたしました
- 議 長 整理番号11番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。
- 1 6 番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号11番について、16番が報告いたします。
5番委員、会長立会いのもと、それとJMさんの娘婿Kさん立会いのもと調査いたしました。
申請理由が、昭和51年に夫(故人)が、家を新築した際に市営住宅を移設して建築したため、農地法の手続きを行わなかったということで

の申請でございました。

現地を見てみますと、確かに小さな住宅が建っておりました。

836㎡の半分ほどが、畑として存在しており野菜や花を植えた跡がありまして、非農地としては証明できない、不許可ということで立会いのKさんに対して話をいたしました。

3人の協議結果も、同じです。

この申請については、不許可ということでお願いをしたところですので、以上です。

議 長 私も調査に行ったわけですが、家が建っているところは分筆して非農地の手続きをすることが適切と指導しましたが、これは後々のことで、3人で協議して非農地の証明はできないとして、取下げなさいと言いましたが、あくまでも申請することに申請人が固執されたので、不許可という結論にいたしました。

議 長 ここで、若干休憩といたします。

休憩開始 10時25分

議事再開 10時29分

議 長 休憩に引き続き、議事を再開します。
整理番号11番については、16番委員の報告では非農地証明は不許可でありました。

議 長 お諮りします。
報告のとおり、非農地証明は不許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号11番は、不許可が決定いたしました。

議 長 整理番号12番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。

20番委員 議案第6号 非農地証明願について、整理番号12番の調査について

- 20番委員 は、一昨年、私20番が利用状況調査を行ったところでありまして、報告いたします。
- 申請人IHさんは、伊佐市大口大田に居住され自治会は木崎です。
- 申請地の所在地は、大口大田字後迫、地目は畑で現況は山林、面積が1,011㎡と、大口牛尾字釣芝、地目は畑で現況は山林、面積が654㎡であります。
- 非農地にいたった理由は、周囲が山林化となり、耕作不能となっております。
- 平成3年4月1日頃から農地性を喪失し、3番、8番、20番の3人で協議した結果、農地の復旧は困難であると判断いたしました。
- 以上で、報告を終わりますが皆様方の審議をよろしく申し上げます。
- 議長 20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問等はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号12番は、非農地証明が決定いたしました。
- 議長 整理番号13番・14番については、申請人が同一世帯でありますので、一括して報告を求めます。
19番委員。
- 19番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号13番と14番につきまして、去る2月15日、4番、11番、事務局の農地相談員と調査いたしましたので、私19番が報告をいたします。
申請人のMTさんは、施設に入所されていまして代理人のYNさんが申請人ということでございます。姪でございます。
申請地は、大口針持字迫畑の3筆でございます。
これは、周辺繋がっており、総面積が3,220㎡であります。
申請理由は、高齢により耕作放棄したということであります。

19番委員

全部事項証明書、航空写真、字図等が添付されております。
周囲の状況は、東側が原野、西側・南側・北側がヒノキ竹の混合山林
となっています。
非農地となった時期は、平成2年4月1日頃となっています。
非農地となった理由は、高齢で養蚕をやめてそのまま桑畑を放置して
現在に至ったということであります。
周囲の状況は、全部が山林でございます。
調査の結果、農地属性は喪失していると思われます。
畑自体が、勾配の急な段々畑でございますして、農地への復旧は容易で
はないと判断いたしました。

次の14番でございますが、申請人のMYさんは、先のMTさんの夫
でございますが、すでに他界されておられます。

申請地は、大口針持字迫畑の3筆で、2,820㎡でございます
申請の理由は、先ほどと同じでございます。
周囲の状況は、東側が山林、西側・南側・北側が原野になっています。
非農地となった時期は、平成2年4月1日頃でございます。
非農地となった原因は、高齢で養蚕を廃止しそのまま桑畑を放置した
ということであります。
非農地の現況は、全部原野で、雑木林・竹林になっています。
農地属性は喪失していると思われます。
以上のようなことから、農地への復旧は容易でない判断しました。
以上、報告を終わります。審議方、お願いします。

議 長

19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
報告のとおり、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号13番・14番は、証明が決定しました。

議 長

整理番号15番について、担当委員の報告を求めます。

18番委員。

18番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号15番について、18番が報告いたします。

去る2月15日に、13番、17番との3人の共同調査であります、立会いとして申請人のUMさんに立ち会ってもらいました。

UMさんは、大口里に居住され、自治会は西本町です。

申請地は、伊佐市大口原田字後牟田の2筆であります、合わせて1,357㎡であります。

現地を見てみますと、むかし栗を植えた形跡がありまして、4～5本残っていました。

荒廃地になった原因は、UMさんのお父さんが亡くなった後、放置された状態そして隣接の東側が、完全に山林化してきていまして、このUMさんの時代になってから、農地としてほとんど利用されていないで、現在、原野状態になっています。

申請地は、伊佐農林高校の北側300m～400mのところでございます。

ひとつ気になったのは、東側は完全に山林化しておりますけれども、まだ南側・北側は農地が残っています。

隣接農地に迷惑がかからないようにということで話をしましたら、それは今までも年に1回くらいは、支障が無いようにと草払いをしたりしてきていると言われました。

3人の協議の結果、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

皆さん方の審議方お願いしまして、報告を終わります。

議 長 18番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

報告のとおり、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号15番は、証明が決定しました。

議 長	<p>整理番号16番について、担当委員の報告を求めます。 10番委員。</p>
10番委員	<p>議案第6号 非農地証明願のうち整理番号16番を、10番が報告いたします。</p> <p>調査年月日は2月15日、調査委員は10番、12番、1番の3人です。</p> <p>少しお聞きしますが、整理番号16番と17番は隣接地でありまして、本来、FMさんが立会いをされての調査なのですが、17番のTKさんの立会いのもとで行ったわけですが、昨年12月にTKさんがFMさんから、16番の土地は購入したと言われまして、TKさんの立会いになったのですが、そうなのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>全部事項証明書の中では、まだFMさんの名義であります。</p> <p>まだ、地目も田んぼです。</p> <p>実を言いますとこのTKさんは、昨年12月の競売物件で手に入れたということです。</p> <p>F産業さんは砂利を現地で処理されていた場所です。</p> <p>本当は、転用申請をされて処理されたと思うのですが、証拠書類が残ってなくて、もう一回申請をしていただいたということです。</p>
10番委員	<p>以上のような説明をしていただいたわけですが、私ども3人の調査委員は、申請どおりの調査をいたしまして、今回報告するわけです。</p> <p>申請地は、菱刈下手字西俣、面積は1,202㎡であります。</p> <p>登記地目は田であります。現況は、先ほどありましたように砂利とか入っていて、到底農地とはいえない状況であります。</p> <p>申請によると、会社の事業で資材置き場として利用していたが、廃業で荒地になって耕作不能になったということでもあります。</p> <p>調査内容としては、周囲の状況はふれあい道路より西へ150mの位置でございます。</p> <p>ご存知かと思いますが、T養豚場の東側になります。</p> <p>東側が畑で、西側400mに下手水天神社、南側が山林、北側が羽月川になっています。</p> <p>非農地となった時期は、平成2年4月1日頃であります。</p> <p>非農地となった原因は申請理由と同じですが、父の事業の資材置き場</p>

- 10番委員 ということ、農地復旧不可能という現状になっております。
現地調査の結果としまして、農地性は喪失しており、農地への復旧は容易でないと判断いたしました。
添付書類としては、全部事項証明書、字図等が提出されております。
以上報告を終わります。
- 議長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
報告のとおり、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号16番は、証明が決定しました。
- 議長 整理番号17番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員。
- 12番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号17番について、去る2月の15日にTKさん立会いのもと、1番委員、10番委員、12番委員で現地調査を行いましたので、12番が報告をいたします。
ただいま10番委員の報告がありましたように、場所は一緒でございます、ほとんど10番委員が説明したとおりでございます。
申請人TKさんは、菱刈下手2に居住され、自治会は下手浜場であります。
申請地は、菱刈下手字西俣の2筆で、申請理由は前所有者により無断転用され耕作不能になったということです。
周囲の状況は、先ほど説明がありましたが、東側がふるさと農道のふれあい橋と下手の信号機のある交差点との中間より西側へ150m、西側が下手水天神社より400m、南側が山林、北側が羽月川となっております。
非農地になった時期は、平成2年4月1日頃です。
非農地となった原因は、前所有者が資材置き場としたことによるものであります。

1 2 番委員 当該農地はすべて、資材置き場のままとなっていて、現地調査の結果、農地属性は喪失しているため、農地への復旧は容易でないと判断いたしました。

委員の皆様方の審議方よろしく申し上げます。

議 長 1 2 番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「はい」という声、あり。)

議 長 はい、1 6 番委員。

1 6 番委員 この土地は、FMさんの土地ですか。

事 務 局 この土地は、裁判所の決定によりTKさんの名義になっています。

1 6 番委員 添付されている地籍図はまだ、FMさんの名義ですよね。

事 務 局 地籍図の修正は税務課が行いますが、この案件については移転登記が平成24年12月27日であったため、訂正が間に合っていないです。

農業委員会が先行している状態です。

議 長 よろしいですか。

1 6 番委員 分かりました。

議 長 他にご意見・質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号17番は、非農地証明が決定しました。

議案第6号 非農地証明願は、17件申請のうち証明許可16件、不

許可1件が決定しました。

議 長 これで、審議事項を終了いたします。
 月例報告、その他に、はいります。

事 務 局 月例報告。
 その他
 ①農業新聞の購読推進及び農業者年金の加入促進の件
 ②非農地証明要綱H25年4月1日（3月受付分）から適用

事 務 局 長 以上で平成24年度第11回農業委員会総会を終了いたします。
 姿勢を正してください。一同礼。

終了時間 午前10時55分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員

9 番委員

伊佐市農業委員

10 番委員
